

行田市観光情報館「ぶらっとぎょうだ」
管理運営委託業務下請事業者募集要項

平成30年12月
行田市観光協会

目 次

| | | |
|----|----------------------|---|
| 1 | 管理運営委託業務下請事業者の募集について | 1 |
| 2 | 施設の概要 | 1 |
| 3 | 委託期間 | 1 |
| 4 | 資格要件 | 1 |
| 5 | 委託業務の基準等 | 2 |
| 6 | 委託料 | 3 |
| 7 | 選定基準 | 3 |
| 8 | 応募手続き | 4 |
| 9 | 事業者選定までの流れ | 6 |
| 10 | 事業者選定後の手続き | 7 |
| 11 | スケジュール | 7 |
| 12 | 問合せ | 7 |
| 13 | 資料 | 8 |

様式集

| | |
|-------|-------------------------------|
| 様式1 | 行田市観光情報館「ぶらっとぎょうだ」管理運営委託業務応募書 |
| 様式2 | 応募者団体の概要 |
| 様式2-2 | グループ構成員内訳表 |
| 様式3 | 応募に係る誓約書 |
| 様式4 | 事業計画書 |
| 様式5 | イベント計画書 |
| 様式6 | 応募に係る質問書 |
| 様式7 | 辞退届 |

行田市観光情報館「ぶらっとぎょうだ」管理運営委託業務下請事業者募集要項

1 管理運営委託業務下請事業者の募集について

行田市観光情報館「ぶらっとぎょうだ」（以下「観光情報館」という。）は、本市の観光振興と賑わいの創出を図ることを目的に、来訪者に対する観光案内や観光レンタサイクルの貸出、協会加入者の物産品等の販売や紹介、休憩スペースの提供などを行っております。

当該施設については、平成24年4月のオープン以来、行田市及び行田市観光協会（以下「協会」という。）が共同運営してきましたが、秩父鉄道行田市駅周辺エリアを訪れた観光客等の散策拠点として、更なる観光振興及び賑わいの創出を図る必要があることから、民間団体を含めた多様な団体の活力や柔軟な発想を活かし、これまで以上に利用者本位のサービスを提供し、また、効率的な運営の推進を図ることを目的に、平成29年4月から当該施設の管理運営を協会が市から受託し、2年間の期間を設定し、公募による事業の下請け（業務委託）を開始したところです。

つきましては、履行期間が終了する平成31年3月末に合わせ、4月以降の下請事業者（以下「事業者」という。）の募集を行うものです。

2 施設の概要

- (1) 名称 行田市観光情報館「ぶらっとぎょうだ」
- (2) 所在地 行田市忍2丁目1番8号 行田市商工センター1階
- (3) 竣工日 平成24年4月2日
- (4) 規模等 延床面積206.70㎡
鉄筋コンクリート
- (5) 主な施設、設備等
観光案内窓口、物産販売スペース、休憩スペース、観光レンタサイクル駐輪場

3 委託期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間

4 資格要件

次のいずれかに該当する団体は、応募することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人その他の団体
- (2) 行田市から入札参加停止措置を受けている法人その他の団体
- (3) 納付すべき国税及び地方税等を滞納している法人その他の団体
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定があった法人
- (5) 法人その他の団体の役員に、次のいずれかに該当する者が含まれているもの
 - ① 破産者で復権を得ない者

- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの間の者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- ※ 後日、上記のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、契約を取り消すことがあります。

5 委託業務の基準等

(1) 事業者が行う業務内容

- ① 観光情報館の利用を通じた観光の振興、賑わいの創出及び行田市の魅力発信に関する業務
 - ② 観光案内に関する業務
 - ③ 特産品等の販売及び紹介に関する業務
 - ④ 観光レンタサイクルの貸出に関する業務
 - ⑤ 施設（設備及び物品、駐輪場を含む。）の維持管理に関する業務
 - ⑥ イベントの開催、運営に関する業務
 - ⑦ その他、会長が必要と認めた業務
- ※ 業務の詳細は、仕様書を参照。

(2) 委託業務の基準

- ① 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に運営を行うこと
 - ② 施設の維持管理を適切に行うこと
 - ③ 委託業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと
- ※ 委託業務の基準が遵守されていない場合は、履行期間中においても、事業者との委託業務契約を取り消すことがあります。

(3) 業務時間及び休業日

行田市観光案内所設置規程に定める業務時間は午前9時から午後4時まで、休業日は12月29日から翌年1月3日までです。

また、同規程により、市長は必要に応じて業務時間や休業日を変更することができます。

(4) イベントの開催

事業者は、新たな賑わいを創出することを目的に、商工センター前の「行田まちなか憩いの広場」との一体的な利用も含めたイベントを実施することとします。イベントの内容については、事業者が提案してください。

(5) 市、協会及び事業者の役割分担

市、協会及び事業者の役割分担は、原則として次のとおりとします。

| 内 容 | 市 | 協会 | 事業者 |
|-----------------------------------|---|----|-----|
| 施設の維持管理（日常清掃、観光レンタサイクル駐輪場の管理を含む。） | | | ○ |

| | | | |
|-----------------------------------|---|---|---------|
| 施設の修繕及び保守点検(設備、備品を含む。) | ○ | | |
| 公共料金の支払(電気料、上下水道料、電話料、インターネット接続料) | ○ | | |
| 観光レンタサイクルの修理及び配置場所の調整 | | ○ | |
| 施設利用者の被災に対する対応 | ○ | ○ | ○(現場対応) |
| 取得した個人情報の漏えい等の対応 | ○ | ○ | ○ |
| 市及び協会所有施設の火災共済保険加入 | ○ | | |
| 市及び協会所有施設の賠償責任保険加入 | ○ | | |

(6) 関係法令の遵守

委託業務の実施に当たっては、以下の関係法令について遵守してください。

- ① 地方自治法及び同法施行令
- ② 行田市観光案内所設置規程
- ③ 個人情報の保護に関する法律
- ④ 行田市個人情報保護条例
- ⑤ 労働基準法等労働関係法令

6 委託料

平成31年度 10,000,000円/年(上限額・予定)

平成32年度 10,000,000円/年(上限額・予定)

- (1) 協会は、委託業務に要する経費として、毎年度予算の範囲内において委託料を支払います。
- (2) 予算が確保できない場合は、委託業務の一部又は全部を事業者の下請しない場合があります。
- (3) 委託料は、上記の額を上限とし、提案してください。
- (4) 委託料の具体的な額や支払い時期、方法等は委託業務契約で定めます。
- (5) 当事業による収支が赤字となった場合でも、市又は協会からの補てんは行いません。

7 選定基準

提出された事業計画書等の書類審査及び応募者によるプレゼンテーション等により、各応募者の提案内容について評価を行い、最も得点の高い者を事業者を選定します。その評価の基準は次のとおりです。

なお、応募者数にかかわらず、提案が一定の水準に満たないと認められる場合は不合格となります。

提案内容の評価基準（50点満点）

| 審査項目 | ポイント・考え方 | 配点 |
|-----------------|--|----|
| 1 基本事項 | | |
| ① 施設の設置目的・コンセプト | <ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的を理解できているか 委託に当たっての基本方針やコンセプトは適切か | 5 |
| ② 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> 業務責任者の経験や実績は充分か 業務の継続性、サービスの安定性の確保に関する提案は適切か 人員の配置は適切か | 5 |
| 2 業務の実施内容 | | |
| ③ 利用者サービスの向上等 | <ul style="list-style-type: none"> 平等利用の確保に問題がないか 利用者サービス向上に関する取組や利用者の増加を図る方策は適切か 利用者意見の吸い上げやその反映手法（要望や苦情受付方策とその対応等）は適切か 従事者の業務に関する知識習得や接遇向上に係る取組みは充分か | 10 |
| ④ イベントの内容 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的と乖離せず、かつ創意工夫に満ちた企画となっているか 広報やPRの方法は充分か | 10 |
| 3 安定して管理運営を行う能力 | | |
| ⑤ 応募者の経営状況 | <ul style="list-style-type: none"> 応募者の経営状況は安定しているか | 5 |
| ⑥ コンプライアンス等の遵守 | <ul style="list-style-type: none"> 個人情報等の取扱は適切か 漏えいした場合の具体的な対応方法に問題はないか 従事者の雇用や労働条件（労働時間や健康管理を含む）は適切か | 5 |
| 4 その他 | | |
| ⑦ 地域等への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> 委託機会等において、地域住民や地元商店等に対する配慮は充分か その他の条件に適合しているか | 5 |
| ⑧ 見積金額 | <ul style="list-style-type: none"> 提案内容に対し、見積り金額は効率的であるか 経費縮減のための工夫は充分か | 5 |

8 応募手続き

応募に当たっての提出書類や、提出期限、提出先等は、以下のとおりです。

(1) 申請の方法

① 提出書類

応募に当たっては、以下の書類を協会に提出してください。なお、協会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ア) 行田市観光情報館「ぶらっとぎょうだ」管理運営委託業務応募書（様式1）
- イ) 応募者団体の概要（様式2）
- ウ) グループ構成員内訳表（様式2-2・グループ応募の場合のみ）
- エ) 応募に係る誓約書（様式3）

- オ) 事業計画書 (様式4)
 - カ) イベント計画書 (様式5)
 - キ) 見積書 (任意様式 各年度毎の見積額と、2年間の総合計の見積額を記載すること)
 - ク) 定款及び登記事項証明書 (法人以外の団体にあつては、会則その他これに類するもの)
 - ケ) 直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録
 - コ) 直前の事業年度の収支計算書及び事業報告書
 - サ) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ※ グループ応募の場合は、エ、ク～サは全ての構成員について提出してください。

② 提出部数

正本1部、副本5部 (コピー可) を提出してください。

③ 提出方法

提出書類は、持参又は郵送で提出してください。

④ 提出先

〒361-8601 埼玉県行田市本丸2-5
行田市観光協会事務局 (行田市役所 商工観光課内)

⑤ 受付期間

平成31年1月11日 (金) から2月7日 (木) までの、午前8時30分から午後5時15分までとします。郵送の場合は原則として書留とし、2月7日 (木) 必着とします。

⑥ その他

応募は、一応募者につき一提案に限るものとし、複数の提案はできません。また、受付期間終了後は、その内容を変更することはできません。

(2) 質問事項の受付

対象施設及び本要項等に関する質問は、次のとおり受け付けます。

① 受付期間

平成31年1月10日 (木) から1月18日 (金) 午後5時15分まで

② 質問方法

募集に係る質問書 (様式6) に必要事項を記入し、電子メールまたはFAXで提出してください。電話、口頭、その他の方法による質問は受け付けません。

[メール] syoko@gyoda-kankoukyoukai.jp

[FAX] 048-553-5063

③ 回答方法

いただいた全ての質問及び回答は、行田市観光協会ホームページ (<http://www.gyoda-kankoukyoukai.jp>) に、質問者名を伏せた上で、1月22日 (火) 頃を目途に公表します。なお、説明会で出された質問及び回答についても、併せて公表します。

(3) 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催します。参加希望者は、1月9日（水）までに、参加人数を、担当までご連絡ください。

① 開催日時

平成31年1月10日（木）午後1時30分から

② 場所 行田市商工センター404研修室（応募手続きの説明後、現地へ移動） 行田市観光情報館「ぶらっとぎょうだ」

※ なお、現地説明会の参加、不参加をもってして、事業者を選定するにあたり、一切の影響はございません。

(4) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、事業者の決定の公表等必要な場合は、協会は事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

また、提出された書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

(5) 費用の負担

応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

(6) 情報公開条例に基づく開示請求

提出された応募書類は、行田市情報公開条例に基づく開示請求の対象となります。（原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報を除く。）

(7) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出してください。

9 事業者選定までの流れ

(1) 選定の手順

事業者の選定にあたっては、提出された応募書類等を基にプレゼンテーションを行っていただきます。それらの内容を選定委員会が審査し、最も得点の高い応募者を事業者に選定します。

(2) 選定委員会

審査は、協会事務局職員で組織する選定委員会が、審査基準に基づいて行います。

[プレゼンテーション開催日時]

平成31年2月12日（火）を予定しています。

（日時、場所の詳細については、後日お知らせします。）

[注意事項]

- ・ 事業者を選定された際に責任者となる予定の方は、必ず出席してください。
- ・ プレゼンテーションは1団体当たり20分以内、質疑応答は10分程度とします。
- ・ 当日のパソコン、プロジェクタ及びスクリーンは市が用意するものを使用してください。
- ・ パソコン環境は、Microsoft Windows7、使用ソフトはMicrosoft Power Point2013です。また、使用するデータは、USBフラッシュメモリで当日持参してください。

(3) 選定結果

選定の結果は、応募者全員に文書で通知します。また、各応募者の評価結果は、事業者

の選定後に、協会ホームページで公表します。

ただし、事業者を選定される者以外の者（次点以下の者）は、団体名を伏せて公表します。

(4) その他

応募者が多数の場合、事前審査として書類審査を実施し、プレゼンテーションに参加する団体数を制限させていただく場合があります。

10 事業者選定後の手続き

(1) 引継ぎ等準備行為の実施

事業者は、委託期間の始期から円滑に委託業務が実施できるよう、市及び協会から事務を引き継ぎ、必要な準備行為を行うものとします。

(2) その他

事業者が、委託業務契約の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その委託業務契約を取り消し、契約を締結しないことがあります。

- ① 事業者の経営状況の急激な悪化等により、委託業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ② 応募書類等に虚偽の記載があったと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、事業者としてふさわしくないと認められるとき。

11 スケジュール

公募開始から委託業務の開始までの、全体スケジュールは以下のとおりです。

| 年 月 日 | 内 容 |
|--------------------|------------------------|
| 平成31年1月10日 | 現地説明会 |
| 1月10日から 1月18日まで | 質問事項の受付期間 |
| 1月22日頃 | 質問及び回答の公表 |
| 1月11日から 2月7日まで | 応募書類の受付期間 |
| 2月12日 | 選定委員会（プレゼンテーション・ヒアリング） |
| 2月下旬 | 選定結果通知 |
| 3月21日頃から | 事務引継ぎ |
| 4月1日 | 委託業務の開始 |

12 問合せ

〒361-8601 埼玉県行田市本丸2-5

行田市観光協会事務局（行田市役所 商工観光課内）

TEL 048-556-1111（内線389）

FAX 048-554-5063

E-mail syoko@gyoda-kankoukyoukai.jp

13 資料

平成24～29年度 行田市観光情報館「ぶらっとぎょうだ」来館者数等

(単位：人、円)

| 年度 | 来館者数 | 購入者数 | 売上金額 |
|----|---------|--------|------------|
| 24 | 22,151 | 6,932 | 7,010,558 |
| 25 | 15,842 | 5,211 | 4,983,362 |
| 26 | 14,363 | 4,210 | 4,183,581 |
| 27 | 12,786 | 3,508 | 3,996,230 |
| 28 | 12,527 | 3,476 | 3,519,606 |
| 29 | 41,377 | 12,370 | 18,297,420 |
| 累計 | 119,046 | 35,707 | 41,990,757 |

平成29年度 行田市観光情報館「ぶらっとぎょうだ」月別来館者数等

(単位：人、円)

| 月 | 来館者数 | 購入者数 | 売上金額 |
|----|--------|--------|------------|
| 4 | 1,135 | 312 | 275,050 |
| 5 | 2,012 | 484 | 480,725 |
| 6 | 1,723 | 466 | 456,520 |
| 7 | 2,286 | 525 | 521,975 |
| 8 | 1,408 | 404 | 478,625 |
| 9 | 1,640 | 445 | 590,495 |
| 10 | 2,768 | 949 | 1,537,798 |
| 11 | 5,871 | 1,861 | 2,843,864 |
| 12 | 6,006 | 2,196 | 4,217,896 |
| 1 | 7,760 | 2,165 | 3,026,160 |
| 2 | 5,170 | 1,424 | 2,195,325 |
| 3 | 3,598 | 1,139 | 1,672,987 |
| 合計 | 41,377 | 12,370 | 18,297,420 |